

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日野町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- 概ね適正な法人運営がなされていると認められる。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員について、平成29年度の評議員会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>については、評議員会の役割の重要性に鑑みると、評議員として不相当であるので、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>平成29年度評議員会に際し、日程調整は行ったが全て欠席している評議員への配慮が欠けていた。</p> <p>平成30年度は、その評議員に配慮し、是正、改善している。</p>
2	<p>理事について、理事会への欠席が2回以上続く者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>平成29年度理事会に際し、日程調整は行ったが連続して欠席している理事への配慮が欠けていた。</p> <p>平成30年度は、その理事に配慮し、是正、改善している。</p>
3	<p>役員等報酬等の支給基準が平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、役員等に対する報酬等は評議員会の決議の日以降のものに支給すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の35第2項、定款第12条)</p>	<p>役員等報酬規程については、平成30年3月29日の評議員会で決議していたが、附則部分について、改めて平成31年3月開催予定の評議員会で決議を行う予定である。</p>